

盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、旧覆馬場活用交流施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 旧覆馬場を活用することにより、郷土の歴史に対する理解を深めるとともに、市民の交流の場を提供する施設として、旧覆馬場活用交流施設を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡ふれあい覆馬場プラザ	盛岡市青山二丁目6番8号

(開館時間)

**第3条** 旧覆馬場活用交流施設（以下「活用交流施設」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する活用交流施設にあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

**第4条** 活用交流施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

- (1) 毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）
- (2) 12月30日から翌年の1月3日までの日

(活用交流施設の使用)

**第5条** 活用交流施設のアリーナを使用しようとする者及び活用交流施設の交流ホール又は広場の全部又は一部を独占的に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、活用交流施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、活用交流施設の管理上適当でないとき。

3 市長は、活用交流施設の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

**第6条** 市長は、活用交流施設の管理上必要があると認めるとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは活用交流施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条第3項の条件に違反したとき。

（禁止行為）

**第7条** 使用者は、活用交流施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

（使用料）

**第8条** 使用者から別表に定める使用料を徴収する。

- 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。
- 3 使用料は、許可の際に徴収する。

（利用料金）

**第9条** 指定管理者が管理する活用交流施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

- 2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。

（使用料の減免）

**第10条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する活用交流施設にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。

（使用料の不還付）

**第11条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により活用交流施設を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償）

**第12条** 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

**第13条** 活用交流施設の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

**第14条** 活用交流施設の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

**第15条** 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

**第16条** 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

**第17条** 指定管理者の行う活用交流施設の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

**第18条** 活用交流施設の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
- (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。
- (3) 第5条第1項の許可を行うこと。

- (4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
- (6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは活用交流施設からの退去を命ずること。
- (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、活用交流施設の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

**第19条** 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用者の数
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

**第20条** この条例に定めるもののほか、活用交流施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成24年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第14条及び第15条に規定する指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

#### 別表 (第8条関係)

区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アリーナ	全面使用	1,800円	2,400円	2,200円	4,000円	4,600円	6,000円

	片面使用	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
交流ホール		900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
広場		900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

備考

- 1 午前9時前又は午後9時後に使用する場合は、その使用時間1時間までごとに、それぞれ午前9時前のときは午前9時から正午までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 2 暖房を使用する期間に交流ホールを使用する場合には、表に掲げる額（備考1に該当する場合にあっては、備考1に定める額）の3割に相当する額を暖房料として徴収する。